

平成25年(ワ)第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島孝 外

被告 国 外1名

## 意見陳述書

2015年5月19日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告(T-001): 中島 孝

1 原告団長の中島と申します。原告を代表して陳述いたします。

原発事故からまる4年、私がこの場で意見陳述した第1回弁論期日からも1年10カ月が経ちました。被災地には元のような平穏が訪れたのでしょうか。放射能はその力を使い切り、「一時は大変だったが、これからは安心して暮らせるね」と言葉を交わせるようになったのでしょうか。

私は、海沿いの相馬市で30年、魚屋を営んでいます。事故前は地元の魚市場に仕入れに出かけ、威勢のいいセリの掛け声のなかで活魚のスズキやヒラメを仕入れるところから一日が始まりました。

しかし、今は市場に行きません。1週間に一度だけ試験操業で水揚げされる魚は、セリを通さずひっそりと仲買業者に引き渡され、その日の夕方、注文を取る電話が私の携帯にかかってきて、それで取引が終わります。というのも魚の量も種類もごくわずかだからです。築地など大都市に出荷しても、元値を割るような値段しか付かないことが多く、赤字を広げないよう量が制限されているものもあるのです。

4年も経つと、地元の味は恋しいものです。以前は食べなかった人も、店に並んだカレイをから揚げにして食べて、「やっぱり地元の魚は、うまいよなあ」と言います。しかしその後、「あと何年も生きるわけでないんだから、うまいもの食って死んだ方がいいもんな」と続きます。地元の魚を食べるのに、ある種の覚悟が必要なのです。

魚の種類も量も少ないことで、商品作りがかつてのようにはいきません。刺身のうまさは、色んなネタのバランスが肝心だとお客さんはわかっています。しかし、その要となる白身のヒラメ、スズキ、アイナメなどは獲れません。刺身だけでなく、お惣菜作りにも影響し、経営への悪影響は今も深刻です。

2 地元の友人で、原告の一人にもなっている人は、長年コメの有機栽培に取り組み、全国に産地直送でコメを届けてきました。「安心だし、おいしい」と喜ばれ、自分の農法に自信を抱いています。もちろん、コメは全袋検査を行っています。その方の実績に目をとめた出版社の勧めで、本を出しました。本人の希望で本の表題はこうなりました。『福島のコメは安全ですが、食べていただかなくて結構です』。聞くと、「いくら検査して安全と訴えても、不安は消えないのがお客さんの本音。そこを我慢して食べてくれというのは酷。私の気持ちをタイトルにした」と言います。

今年4月下旬に、浪江町から二本松市に避難した知り合いのところにお邪魔しました。転々と避難先を変えるなか、やっと居場所がわかったのです。借り上げ住宅のなかで、「これで10か所目だ」と言います。「最初は親戚の家だった。ところが気使いが大変だった。そこを早々に出てからは狭かったり、熊が出たり、雪でつぶれそうだったり、さんざんだった。一緒に仕事していた息子は別なところに住んで、除染の仕事に行ったり、まったく落ち着かない状態だ」とのこと。「息子と配管工の仕事を一緒にしていたが、今はそれもできない」と。そして、「うちの旦那、顔が変わったでしょう？ 薬ばかりいっぱい飲んでむくんでるの」と言います。血圧、心臓、糖尿病。「悪いところだらけになって、本当に困る。仕事もできず、夫婦で顔を合わせても喧嘩ばかり。こんな状態で車で事故でも起こしたら大変と外出もしなくなり、だんだん鬱っぽくなる」。

このご夫婦の話には、ふるさと、仕事、家族、地域の全てを失い、4年経っても、どうにもかつての当たり前な日常、当たり前な暮らしが取り戻せず、ますます苦しみの中に落ち込んでいくことへの苛立ち、焦りが滲んでいます。

3 しかしこれは、避難指示区域の住民だけが直面していることではありません。第一原発から隔たった会津地方。そこでの林業は再開ができません。失業です。溪流釣りはほとんどの地域で自粛が求められ、山菜やキノコは食べられません。大事に手入れしてきた庭を除染のために土ごと取り除き、ただただ寂しい庭を悲しくみつめる人もいます。

先日、仲買業者から、宮城県に工場を建てるという話を聞きました。「おたくは福島県だよねと、大手の取引先から言われる。金の工面が大変だが、やむを得ない」と語っていました。また、去年のコメの値段は、福島県が全国最低でした。こういった被害の話は、いまもあちこちで聞くことができます。

我々の暮らしてきたこの地は、海と山と田畑が豊かで、その特徴をいかした産業と暮らしを長い時間をかけて築き上げてきました。そして日本人の食を支える生産基地であり、日本の経済や文化のゆりかごの役目を確固として果たしてきたのです。その大きな営みが、根底から崩れたのです。

4 昨年3月の第7回弁論期日で、東電代理人は、「年間放射線量20ミリシーベルト以下の低線量地域が大半の福島県では、権利を侵害したとは言えず、健康被害を心配することも非科学的だ。原状回復の要求も技術的にできたとしても費用がかかりすぎて不可能だ」と述べました。

しかし、放射能への不安は消えておらず、商売も従前の勢いを回復していません。行政主導の帰還推進策は住民の理解を得られず、ほとんど進展していません。生業も地域そのものも、いつ元に戻るのか見当もつきません。

この状態を前にして、原発再稼働を図り、発電総量の2割以上を原発に委ねようなどという国の方針は、多くの避難者が味わっている無数の苦悩が再び起きることへの恐れ、更にけた外れな被害になるかもしれぬことへの恐れを一切顧みない蛮行と言わざるを得ません。

先般の福井地裁での判決と仮処分決定は、原発事故の実態と、それが環境や社会に及ぼした被害の膨大さから目をそらさず、人の命と健康は経済の論理に優越するとの価値判断を明快に示されました。被害者からすれば、当然すぎるほど当然であります。

人間社会が、これ以上の被害を引き起こし苦しみ続けることを許してはならないこと。国政をみれば、今がその危険を断ち切る重大な局面であること。このことは明らかであります。

貴裁判所におかれましては、社会進歩と正義の名のもと、被害者と広範な国民の思いに応える判決を下されますよう、心からお願い申し上げまして、原告を代表しての陳述といたします。

以 上